

第3章 《第2次 基本構想》

第1節 まちづくりの基本理念

平成19年3月の合志市議会で議決し、制定された『合志市市民憲章』では、“志を合わせて**協働**によるまちづくりをすすめる”ことを前文に記しています。

また、平成22年3月には、『合志市自治基本条例』を制定し、市民のまちづくりへの参画と市民、市議会、市の執行機関それぞれの権利と責務を明確化しました。

市民と行政とが対等な立場で良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において、**協働**によるまちづくりに取り組むことが、これからの合志市のまちづくりには不可欠であり、恵まれた自然環境のもと「人と自然を大切にした**協働**によるまちづくり」を第1次基本構想に引き続き合志市の基本理念とします。

合志市の基本理念

人と自然を大切にした協働によるまちづくり



この基本理念を基に、まちづくりの多様な課題に対して、市民自らが行うもの（自助）、地域が共同・連帯して行うもの（共助）、行政が直接行うもの（公助）といった、市民と行政の役割を明確にしながら、それぞれの役割において課題解決に向けた行動ができる“まち”をめざします。

第2節 将来都市像

本市は、地理的な広域交通上の優位性や、先進的な産業・技術の拠点として熊本県の中核的な役割を担い飛躍することが期待されています。第1次基本構想では、将来都市像を「未来輝く 産業・定住拠点都市」とし、人や物、地域間相互の交流を促進し、新たな産業の創出を図り、合併による新たな市として“定住拠点”をめざしてきました。

また、市の横断的課題として、「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げ、元気のある合志市をめざし取り組んできました。

これにより本市は、住みよいまちとして高い評価を得るまでになり、人口減少時代を迎えながらもなお人口の増加が続く、県内でも有数の元気の良いまちのひとつとなりました。

今後8年間の第2次基本構想では、将来都市像を「**元気・活力・創造のまち**」と定め、第1次基本構想と新市建設計画の更なる具現化を図るとともに、全ての人が安全に、安心して暮らすことのできるまち「**健康都市こうし**」を創るために「市民の健康」と「財政の健康」の2本の柱を掲げ進めていきます。

また、より本市が発展するため、国の地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法」を活用し、地方創生を推進していくことで、本市自らが考え、行動する活力ある合志市をめざします。

将来都市像

元気・活力・創造のまち

将来都市像を実現させるための横断的課題

～健康都市こうし～

さらに、「元気・活力・創造のまち」を産み出していくためには、市民が自ら健康であるとともに、市行財政も健康でなくてはなりません。市全体のあらゆる分野において「健康」を目指す**～健康都市こうし～**を横断的課題として、市民の皆さまと一体となって、未来に誇れるまちづくりに取り組んでまいります。

第3節 合志市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

☆1 地方創生(地方人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略)

全国規模の人口減少や東京圏への一極集中がもたらす地方経済の低迷を打開し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む良好な流れを創り、それが「まち」に活力を与えるという好循環を確立させます。将来にわたり「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を実現していくことが地方創生です。国は「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」に基づき長期ビジョン及び総合戦略を策定し、合志市は、各地域の個性に合わせて地方版人口ビジョン及び計画期間を5年とする合志市総合戦略を平成27年10月に策定しました。

☆2 総合計画と総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

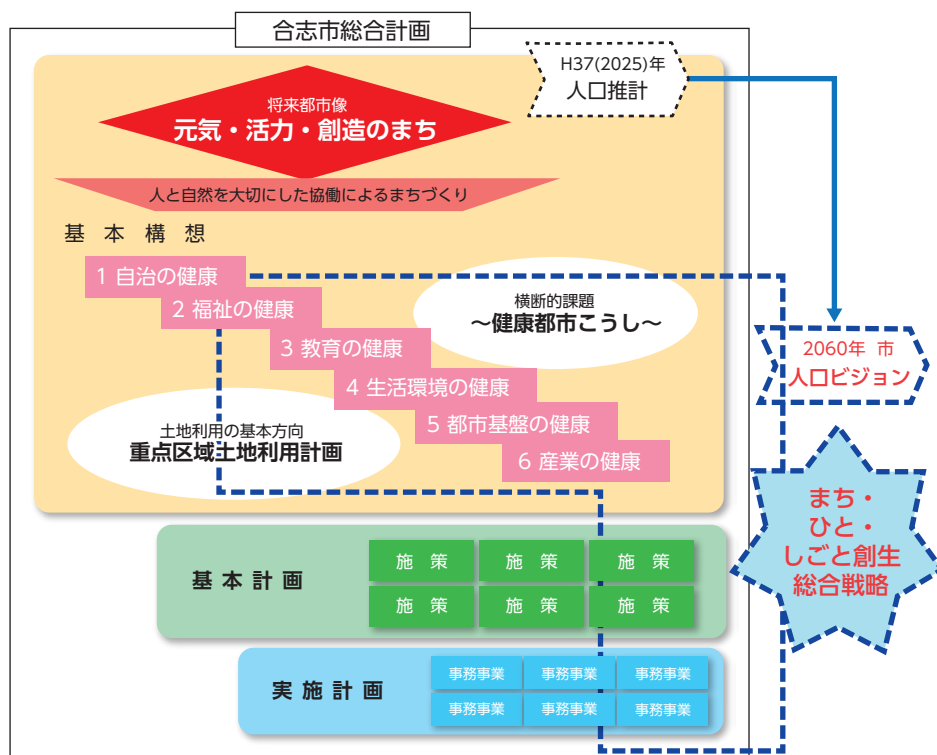
「総合計画」では、市政全般にわたる課題の解決を図り、総合的な振興及び発展を目的に、将来的な都市像と長期的な展望をまちづくりの指針として示す「基本構想」を定めます。この基本構想を具現化するための中期的な取り組みの柱を示す「基本計画」と、年度ごとの具体的な事務事業に取り組むための「実施計画」と併せて、体系的に示したものが総合計画です。

一方、『総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)』は、国及び県が示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえつつ、2060年までの長期的な市人口ビジョンの実現を目的に、施策の対象をしばって具体的な取り組みを示すものです。

※ 「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念に『結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る。』ことが示されています。また、国の総合戦略の基本目標の一つには『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。』ことが掲げられています。

これまで取り組んできた「子育て支援日本一のまちづくり」は、より地域の実情に即し、長期的視点に立った総合的な女性・子育て支援及び少子化対策として、市民の雇用対策や仕事と家庭の両立支援など、国及び県と連携した地方創生の観点から展開してまいります。

【総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係図】



第4節 施策の体系

施策は、政策（基本方針）を実現するための手段であり、目的と手段の関係になっています。

さらに、施策の成果・効果を高め、目標を達成するための手段として、その下に施策の柱や事務事業が設定される体系とします。

合志市総合計画「施策体系表」

将 来 都市像	政 策（基本方針）	施 策 名
元気・活力・創造のまち健康都市へ	1. 自治の健康	(1) 市民参画によるまちづくりの推進 (2) 行政改革の推進 (3) 財政の健全化
	2. 福祉の健康	(4) 子育て支援の充実 (5) 健康づくりの推進 (6) 社会福祉の推進 (7) 高齢者の自立と支援体制の充実 (8) 障がい者(児)の自立と社会参加の促進
	3. 教育の健康	(9) 義務教育の充実 (10) 生涯学習の推進 (11) 生涯スポーツの推進 (12) 人権が尊重される社会づくり (13) 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成
	4. 生活環境の健康	(14) 危機管理対策の推進 (15) 防災対策の推進 (16) 交通安全対策の推進 (17) 防犯対策の推進 (18) 住環境の充実 (19) 水環境の保全 (20) 水の安定供給と排水の浄化 (21) 廃棄物の抑制とリサイクルの推進 (22) 地球温暖化防止対策の推進
	5. 都市基盤の健康	(23) 計画的な土地利用の推進 (24) 計画的な道路の整備 (25) 公共交通の充実
	6. 産業の健康	(26) 農業の振興 (27) 商工業の振興 (28) 企業誘致の促進と働く場の確保

第5節 まちづくりの政策（基本方針）

6つの政策（基本方針）

市の将来像【元気・活力・創造のまち】を実現していくために、「この将来像がどのような状態を指すのか」について、新市建設計画を尊重しながら、検証と評価を加え、全庁横断的課題である「健康都市こうし」の考え方を取り入れた次の6つの状態を定義し、将来のあるべき姿を見据えました。

1. 『自治の健康』
2. 『福祉の健康』
3. 『教育の健康』
4. 『生活環境の健康』
5. 『都市基盤の健康』
6. 『産業の健康』

それぞれの健康が十分に機能し向上していくことで、市の将来像の実現につなげていくため、次のとおり、まちづくりの6つの政策（基本方針）を設定しました。

1. 自治の健康

まちづくりについては、自治基本条例に定める「参画と協働」を基本に地域住民自治の推進を図ります。併せて、「情報は市民共有の財産である」との認識のもと積極的な情報公開に努め、行政改革大綱に沿った改善、改革への取り組みで、より一層の透明性、信頼性のある市政運営をめざします。

また、安定した市政運営のため、自主財源の確保とともに、財政計画に基づく、健全な財政運営に努めます。

2. 福祉の健康

生涯にわたって健康で元氣な暮らしができるよう健康寿命の延伸をめざし、健康づくりへの取り組みを推進します。

併せて、住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、また高齢者や障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、すべての人にやさしい健康・福祉のまちづくりをめざします。

3. 教育の健康

未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現をめざす教育を推進します。

また、市民一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民が生き生きと生涯学習活動に取り組むことができる環境をつくり郷土愛の醸成を図ります。

4. 生活環境の健康

市街地から農村へと広がる、恵まれた自然を維持し、緑豊かな環境と調和した住環境の整備と循環型社会の構築を図りながら、安全安心に暮らせるまちづくりをめざします。

5. 都市基盤の健康

地域の特性を活かしながら、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、土地利用の推進と道路網の整備に努めます。

また、まちづくりと連動した市民が利用しやすい公共交通網の整備をはじめとした生活基盤の充実を図ります。

6. 産業の健康

本市の基幹産業である農業をはじめ、商工業など産業全体の振興を図るため、生産・販売力の強化による所得向上、後継者の育成、企業誘致による働く場の確保、新たな産業の創出、特産品の開発などに努め、合志市で暮らし、市内で働ける環境づくりを推進します。



第6節 施策の大綱

施策の大綱では、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念に、将来都市像として、「元気・活力・創造のまち」を掲げ、横断的課題である「健康都市こうし」を実現するため、6つの政策（基本方針）それぞれについて、取り組み方針を示します。

政策1. 自治の健康

施策（1）市民参画によるまちづくりの推進

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらを結び付ける相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

施策（2）行政改革の推進

信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。

さらに、行政評価システムによって進行管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。

また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。

議会に対する市民の関心をより高くするため、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

施策（3）財政の健全化

歳入面では市税収入の確保に努めるとともに、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、財政計画に基づく健全な財政運営に努めます。

政策2. 福祉の健康

施策（4）子育て支援の充実

地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安心・安全な環境で健やかに子育てができるまちづくりをめざします。

その実現のため、多様な子育てサービスの充実や子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備、子どもたちの心身の健やかな成長の支援、地域における子育て力の強化など、子育て環境の整備促進に努めます。

施策（5）健康づくりの推進

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防を主な目的とし、市民の健康への意識の高揚と食習慣を通した一体的な健康づくりを進め、市民一人ひとりが、健康に暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、健康都市こうしの実現に向けて、健康づくりの拠点整備を進めます。

また、地域医療体制の充実と医療保険制度の健全な運営を行い、加速する高齢化に対応した福祉や医療サービスの維持、向上に努めます。

施策（6）社会福祉の推進

地域の実状に即した創意工夫による「地域福祉」を推進し、市民・団体との協働による取り組みを行います。

また、様々な理由により生活困窮に陥った世帯の自立のため、関係機関との連携を図り、就労相談をはじめとした総合的な支援対策を行います。

施策（7）高齢者の自立と支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で、社会活動への参加や健康づくりに向けた取り組みを行い、生きがいをもって暮らすことのできる環境整備を図ります。

また、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化し、地域全体で認知症の方とその家族を支える体制を整備します。

施策（8）障がい者（児）の自立と社会参加の促進

地域社会で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制を整備します。

また、能力に応じた社会参加の促進や働く場の提供に努め、支援体制の充実を図ります。

政策3. 教育の健康

施策（9）義務教育の充実

子ども達が将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。

また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。

さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。

併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

施策（10）生涯学習の推進

市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいをもって豊かな人生をおくることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。

また、市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

施策（11）生涯スポーツの推進

市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

施策（12）人権が尊重される社会づくり

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。

また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

施策（13）歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。

また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組みます。

政策4．生活環境の健康

施策（14）危機管理対策の推進

国民保護計画^{*}に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型ウィルス等の感染症対策など、市民の生活の安全を脅かす危機に対応できるまちをめざします。

※国民保護計画

国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）に基づき、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にするための国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項を定めるとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するための計画です。

国民保護計画は、全ての都道府県や市町村が作成するもので、平成17年度に都道府県が作成し、合志市では、平成19年6月に作成されています。

施策（15）防災対策の推進

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

施策（16）交通安全対策の推進

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。また、交通安全施設の整備をすすめます。

施策（17）防犯対策の推進

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。

また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

施策（18）住環境の充実

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。

また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

施策（19）水環境の保全

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。

また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組みます。

施策（20）水の安定供給と排水の浄化

安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。

また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

施策（21）廃棄物の抑制とリサイクルの推進

自然環境への負荷の低減を図るため、**ごみ減量4R活動***や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。

また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

※ごみ減量4R活動「リ・スタイル（Re・Style）の実現」

Refuse…リフューズ（ごみの発生回避）「ごみになるものは断ろう!」

ごみ問題の最良の解決方法は、ごみの発生を回避することです。ごみになるもの、不要なものを断ることが大切です。

（例：レジ袋を断る、贈答品などは簡易包装をお願いする、など）

Reduce…リデュース（ごみの排出抑制）「買う量・使う量を減らそう!」

ごみとなるようなものは、買う量や使う量を減らし、ごみの排出を抑制することが大切です。

（例：詰め替え商品、バラ売り食品の購入など）

Reuse…リユース（製品、部品の再使用）「繰り返し使おう!」

繰り返し使える商品の購入など、ごみとして捨てる前に再使用することが大切です。

（例：リターナブル容器の利用、フリーマーケットなど）

Recycle…リサイクル（原材料や熱などの再資源化）「再生資源に戻そう!」

発生回避、排出抑制、再使用してもまだ排出されるごみは、きちんと分別し、リサイクルすることが大切です。また、事業所ごみについては、紙類や食品廃棄物の資源化を促進することが大切です。

（例：再生資源集団回収、生ごみの資源化など）

施策（22）地球温暖化防止対策の推進

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

政策5．都市基盤の健康

施策（23）計画的な土地利用の推進

地域の特性に応じて土地が活用され、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用を推進します。

また、国が進めるコンパクトシティ構想、立地適正化についても検証を進め、市民が快適な住環境で暮らすことができるよう、良好な市街地の形成に努めます。

農地については、就農者の意向を尊重し、計画的な土地利用の方向性との整合を図り、有効な活用に努めます。

施策（24）計画的な道路の整備

渋滞の解消や、道路交通がスムーズに行えるようにするため、主要幹線となる国県道や広域交通拠点の整備について、関係機関との連携や要望活動を強化します。

また、まちづくりに大きな影響を与える市の主要市道については、重点区域土地利用計画に基づき整備計画を策定し、計画的かつ着実な整備を進めます。

施策（25）公共交通の充実

公共交通は、高齢化社会の進展に伴い市民の移動手段としてますます重要性が高まります。市内外の移動が更に円滑にできるよう、コミュニティバスをはじめＪＲや熊本電気鉄道、路線バス等の効果的な活用及び乗り継ぎ等の利便性向上を図ります。

また、交通渋滞の緩和や環境に優しいまちの実現のため、自動車利用から公共交通機関への移行を促進するとともに、市内全域や近隣市町と連携のとれた交通体系の構築を図っていきます。

政策６．産業の健康

施策（26）農業の振興

本市の基幹産業である農業の振興については、後継者の育成や経営力の強化、生産品の価格安定対策を推進し、効率性を高める生産基盤の整備や関係機関との連携強化を柱に、安定した所得向上に努めます。

また、農業を核として付加価値の高い新たな特産品の開発や合志ブランドの確立に取り組む活動、いわゆる６次産業化を通じて、新しい複合的な農業の振興を図ります。

さらに、環太平洋連携協定（TPP）等の国際的な流れにも留意しながら、足腰の強い農業の振興に努めます。

施策（27）商工業の振興

商工会を中心に、同業種間や異業種間の連携協力を図り、後継者の育成や生産・流通基盤の確立、販売力の強化対策を推進するとともに、産学官金と連携した創業支援を行います。

また、工業については、将来にわたって安定した操業を可能とするため、立地企業の必要に応じたインフラ整備や増設支援等の環境整備に努めます。

施策（28）企業誘致の促進と働く場の確保

地元雇用に結びつく優良企業の誘致を推進することで、若い年代の定住促進やＵ・Ｊ・Ｉターン者の就業機会の確保、雇用環境の充実を図ります。

また、必要に応じて工業団地の整備や企業誘致のための環境整備を行い、企業の投資を促し、更なる雇用機会の創出を図ります。

第7節 主要指標

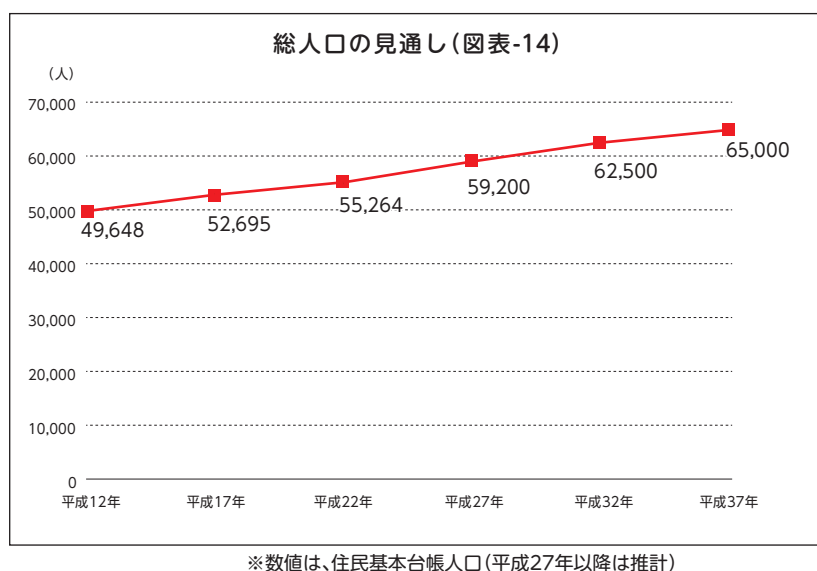
1.人口と世帯数の見通し

(1) 合志市の総人口

将来の日本の人口は、少子高齢化の進行により、人口減少社会へと移行しています。

本市における、平成17年と平成22年の国勢調査による人口の推移では、熊本市をはじめ県内外からの転入による人口の増加が続いており、平成18年度からのデータを基に、今後の開発等を考慮した**回帰分析***での推計でも増加傾向が続くものと予測されています。

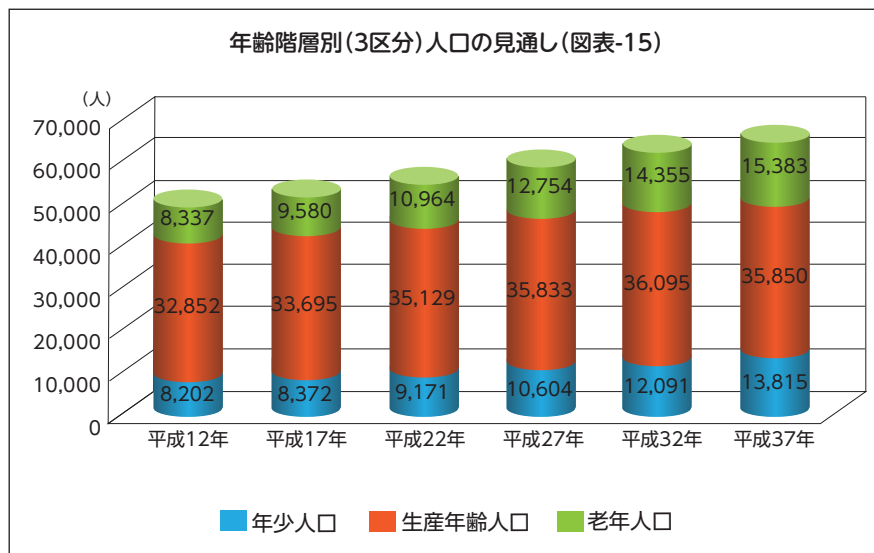
全国的にみると、人口減少傾向が地方に与える影響は都心部以上に大きくなるという研究結果も出されていますが、本計画では、この構想期間における施策の展開や市街地の充実を図ることによって、「総人口の見通し（図表-14）」のように、平成37年度における人口を65,000人と推計します。



※回帰分析…回帰分析は独立変数（説明変数）と従属変数（目的変数）の関係を表す式によって推計する統計的手法。

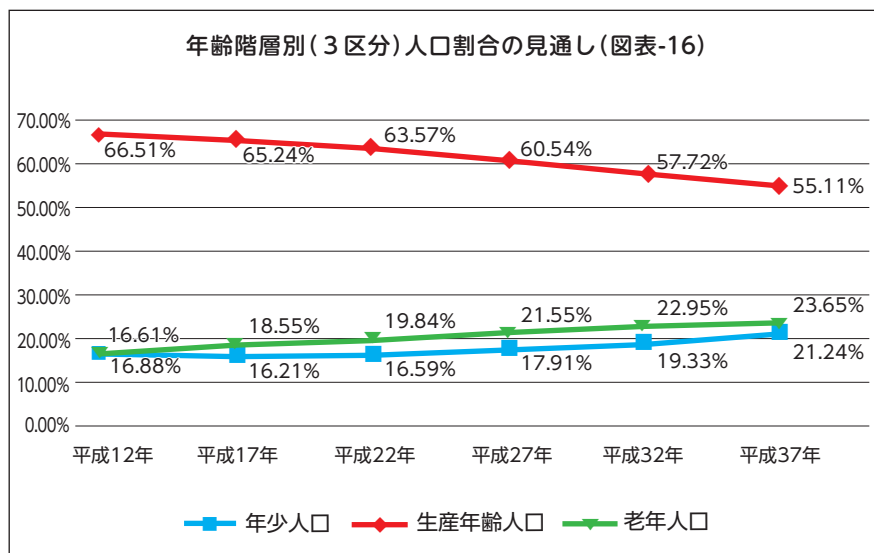
(2) 年齢階層別(3区分)人口

「年齢階層別(3区分)人口の見通し(図表-15)」では、年少人口(0～14歳)は増加する見通しであるものの、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加するという見通しとなっています。また、老年人口が年少人口をうわまわっており、高齢化率はさらに上昇すると予測されます。



※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

また、「人口割合の見通し(図表-16)」からは、年少人口(0～14歳)と老年人口(65歳以上)が人口の伸びと併せて微増する反面、生産年齢人口(15～64歳)は減少することが想定されます。

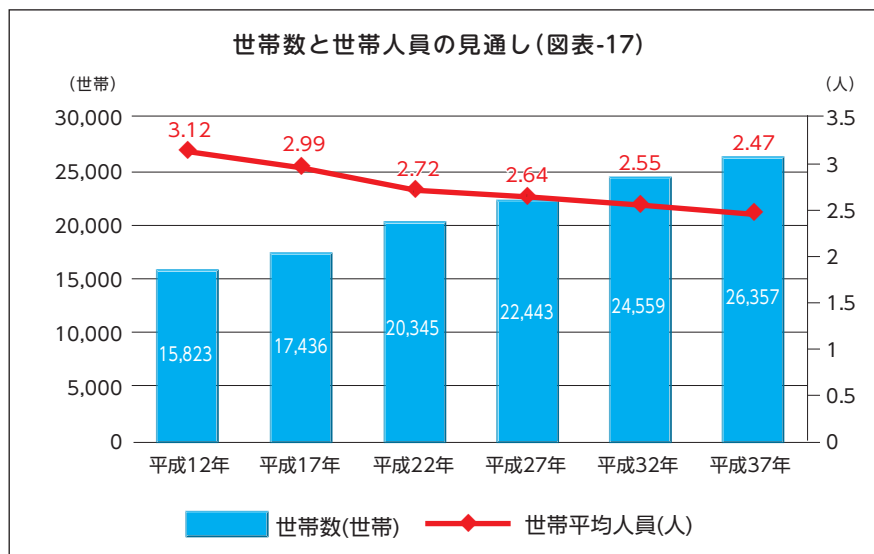


※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

(3) 世帯数と世帯人員

世帯数については、転入世帯の増加などにより今後も増加傾向は続くものと予測され、平成37年度の本市の世帯数は、26,357世帯と想定されます。

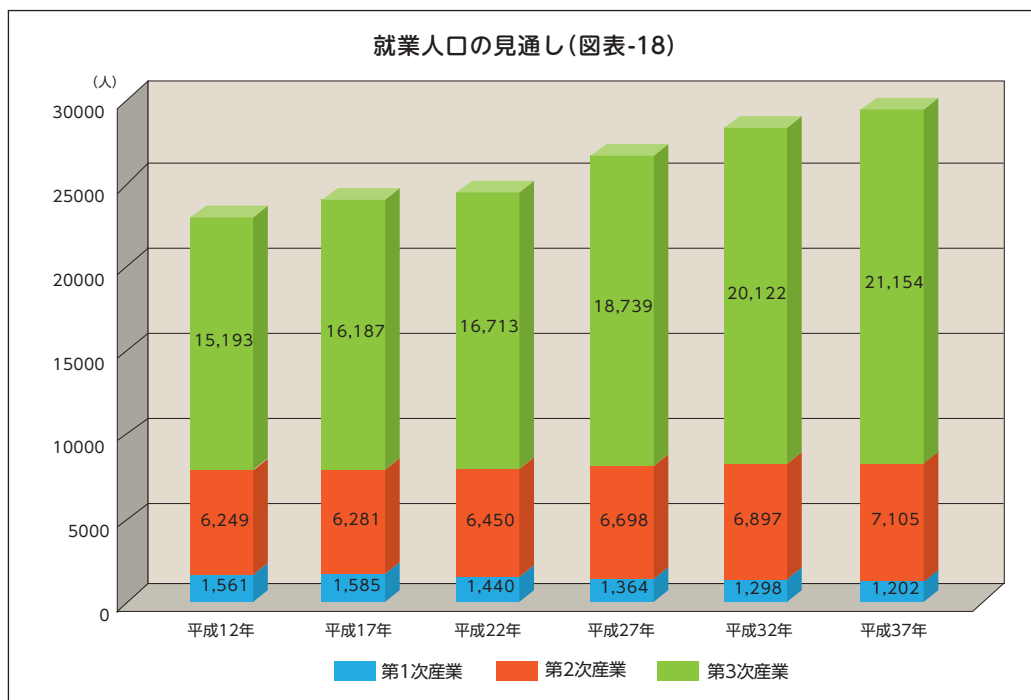
一方、世帯人員については、核家族化の進行や少子化、さらには一人暮らし高齢者世帯の増加などから今後も減少傾向に推移することが予測され、「世帯数と世帯人員の見通し(図表-17)」のとおりと想定されます。



※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

2. 就業人口の見通し

就業人口の見通しについては、熊本市をはじめとした周辺市町村へ就業する年代の転入増加の影響から、全体の就業人口は今後も増加傾向で推移するものと予測され、「就業人口の見通し（図表-18）」のように想定されます。



第8節 土地利用の基本方向

1. 合志市の土地利用基本計画

(1) はじめに

日本は世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、少子高齢化に伴う急速な人口減少がすすむ中、本市にあっては人口が増加するという全国的に稀な自治体のひとつとなっています。このように社会構造が大きく変化していくなか、本市区域の地域特性にふさわしいまちづくりを行っていくために、「合志市重点区域土地利用計画書」を策定しました。

土地利用の基本方向では、新市建設計画をいかし、更なる具現化をめざし進めていきます。

(2) 合志市を取り巻く現状と課題

本市の東部・北部は、ほとんどの地域が農地や里山となっており、基幹産業の農業の生産基盤である農用地の大半が集中し、自然豊かな環境を形成しています。しかし近年では、農業者の高齢化、後継者不足などから、有効な農地の利活用が課題となっています。

中央部は、阿蘇地域と荒尾・玉名地域を結ぶ主要路線が走り、市庁舎や古くからの既存集落が生活の拠点を構える居住地域となっています。また、工業団地や既存企業など、東西に企業が立地し、産業と流通の軸を形成しており、今後はさらなる産業の集積が期待されています。

南部は、熊本市及び菊陽町に隣接する市街化区域になっていますが、近年は市街化区域に隣接する市街化調整区域においても集落内開発制度や地区計画制度による宅地開発が進み、市街地の広がりをみせています。しかし、現状の開発では、小規模な開発が多く、道路・公園などの不十分な生活環境施設整備による問題が生じており、計画的な開発誘導が課題となっています。また、残存農地が点在する市街化区域内にあっては、一層市街化の促進を図る必要があります。

本市の土地利用については、工業団地等の立地により、就業環境の形成もすすみ、定住環境が整った住み良いまちとして発展してきました。一方で、市全域が熊本都市計画区域に属し、市の面積の約1割が市街化区域、残る約9割が市街化調整区域となっており、土地利用の規制が厳しく、本市のまちづくりに影響を及ぼしています。加えて、市中央部には、国・県施設の広大な土地が在り、南部からの市街化の広がりを阻害する要因となっています。

(3) 土地の利用区分ごとの方向性

土地の利用目的に応じた区分について、国土利用計画(熊本県計画)の利用区分のうち、「宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)」、「道路」、「農用地」、「森林」、「その他」について、合志市におけるそれぞれの土地利用の方向性を示します。

① 宅 地(住宅地、工業用地、その他の宅地)

宅地については、良好な居住環境を形成するため、重点土地利用計画に基づいた土地利用をすすめます。

② 道 路

道路は、市民の生活を支える基礎的な基盤であり、地域住民の安全性や快適性に十分に配慮しながら、良好な道路環境が持続できるよう計画的に維持・整備をすすめていきます。

本市域の幹線道路の円滑な車輛通行をめざし、物流や観光拠点への交通に配慮した本市の骨格となる道路網の整備を図ります。

また、熊本市と連携してすすめる北熊本スマートインターチェンジの早期着工や、国・県に対しては地域高規格道路「中九州横断道路」の早期整備、国道387号の改良、大津植木線バイパスの早期完成要望等を行うなど、広域的な道路網の整備に向け、積極的な要望活動を展開します。

③ 農用地

市の総面積のうち、約半分近くを占める農用地は、市の基幹産業である農業の生産基盤を支えているだけでなく、洪水調整機能など自然災害に対して抑止機能を発揮するという重要な役割を担っています。今後も優良農地の確保及び保全を図り、生産基盤としての整備をはじめ、農用地の持つ多様な機能の保全・向上に努めていきます。

④ 森 林

森林については、市民に安らぎと親しみを与える里山としての役目や、自然災害の抑止、地下水かん養や二酸化炭素の吸収など、多様な機能を備えており、今後もその保全に努め、森林資源の管理・活用を推進します。

⑤ その他

公共・公益施設用地については、既存施設が持つ機能の維持、充実を図りながら、その有効活用を優先するものとし、新たな整備にあたっては、本市基本構想に基づき、必要な用地を計画的に確保するものとしします。

公共用地の確保や公共施設は、分散を避けて集約化を図り、景観に配慮した公共的空間の創出に努めるとともに、民間の資金や技術等を活用した官民連携による手法を積極的に取り入れることや、災害時の防災拠点となり得る適正な規模の確保と配置に十分に配慮するものとしします。

(4) 合志市重点区域土地利用計画の具現化**■良好な住環境と雇用の場を提供するための土地利用を進めます。**

この計画は、農村の豊かな環境を保全しつつ良好な住環境（市街地）を創出し、市民の健康増進を図り、かつ市内において多くの雇用を創出することを実現するための土地利用計画であり、市民の所得向上はもとより市財政の安定化を目指すものです。

具体的には、現況の土地利用や交通網を踏まえ、市域のバランスある発展を考慮し、①竹迫地区（合志庁舎前～飯高山・群山南部）、②辻久保～黒石地区（国道387号沿線）、③野々島地区（（仮称）北熊本スマートインターチェンジ【以下、北熊本スマートICという】周辺）を重点土地利用区域に定めます。

■健康を切り口に都市づくりを進めます。

都市の活力は市民の健康が源です。市民一人ひとりが健康という資本を高め、その資本を使って合志市で活動することにより、経済や文化を豊かにしていきます。

健康をキーワードにすることで、企業誘致、産業創造においても「健康産業」、「食と農に関連する産業」などにターゲットを絞り、都市の特性を打ち出していきます。

また、基幹産業である農業は健康に直結する産業であり、農家の経営安定は「都市づくり」の上で重要です。

■雇用を創出する都市を創ります。

若者から高齢者まで、市民がそれぞれに応じた多様な働き方ができるような場を創出します。農家であれば、生産の維持拡大に加え、農産加工と製品販売（6次産業化）による収入の増加を図ります。

また、都市部と農村部を結ぶ方策として、就農や農産加工に従事するといった機会を創出します。

併せて、小売業やサービス業を誘致し、雇用創出とともに市民生活の利便性向上を図ります。企業誘致や雇用を生み出すことで、経済が活性化し、税収の安定にもつながると考えます。

(5) 公共交通ネットワークでつながった階層型多極集中拠点による都市構造

重点区域における都市づくりを進める上では、階層型の「多極集中」の都市構造を目指します。

具体的には、市民の日常生活に必要な食料品や日用品の買い物利便性を確保するために、スーパーを核とする「コミュニティ生活拠点」をバランスよく配置するとともに、御代志駅周辺及び合志庁舎周辺などに、商業施設や公共施設等を集積させた「都市中核拠点」を設けます。

「コミュニティ生活拠点」は、できるだけ多くの人が、徒歩または自転車を使って移動できるように配置し、「都市中核拠点」には、合志市の顔となる高次の都市サービスや、観光客など広域からの利用も考え、地域に必要な魅力ある生活・文化・商業施設を配置します。

また、各拠点をバス網によって便利に移動できるようにすることで、都市全体として複数の拠点を選択的に利用できる“多極集中”の都市構造を実現します。

なお、北熊本スマートICは、観光やビジネスの新たな玄関として位置付けます。

■都市中核拠点

公共交通のターミナルを中心に、魅力的な商業施設や公共施設、雇用の場を配置し、市民の交流拠点となるほか、熊本都市圏や広域観光ルート上の交流拠点となります。

○御代志地区…「合志市の顔としての拠点づくり」

鉄道やバスなどの交通機能を活かし、かつ周辺の土地の有効活用を基本に、合志市の顔となる都市中核拠点として、地区を形成します。公共公益施設と電鉄ターミナル施設を連動させた施設を中心に、合志市の顔としての空間を創り出します。

また、農業公園や弁天山方面へのウォーキングやサイクリング、西合志庁舎周辺の文化施設へのアクセスの起点としての機能を高めます。

○合志庁舎前地区…「食と農と商が融合したまち」

地元農産物の消費拡大を図り、かつ市民の消費生活を便利で豊かにするための商業施設と新しい時代の農業振興を図るための野菜工場や農産物の加工・販売施設、農業体験施設を導入誘導し、生産、加工、販売、就農者育成などを総合化した農業の6次産業化を推進します。



■コミュニティ生活拠点

集落や住宅団地の分布を考慮し、市民生活にもっとも重要な最寄品の買い物ができる商業施設（スーパー等）を核にした拠点。周辺の住宅地から、概ね徒歩や自転車で利用できる圏域を想定します。

○飯高山・群山南部地区…「理想的な市街地形成－良好な住環境と商業サービス－」

市街化区域（堀川以南の住宅団地部）に接する当地区においては、将来増加する人口を受け入れる住宅地とします。また、この地域の日常生活を支援する商業施設を導入します。

○辻久保地区…「理想的な市街地形成－北部地域の人口増と生活利便性向上－」

熊本電鉄辻久保営業所の交通結節機能、百花園ゴルフ場のレクリエーション機能を活かしつつ、減少する北部各小学校区の人口減を解消するための住宅地とし、この地域の日常生活を支援する商業施設を誘導します。また、企業の事業拡張などを想定し、新たな雇用創出のための産業用地の確保を図ります。

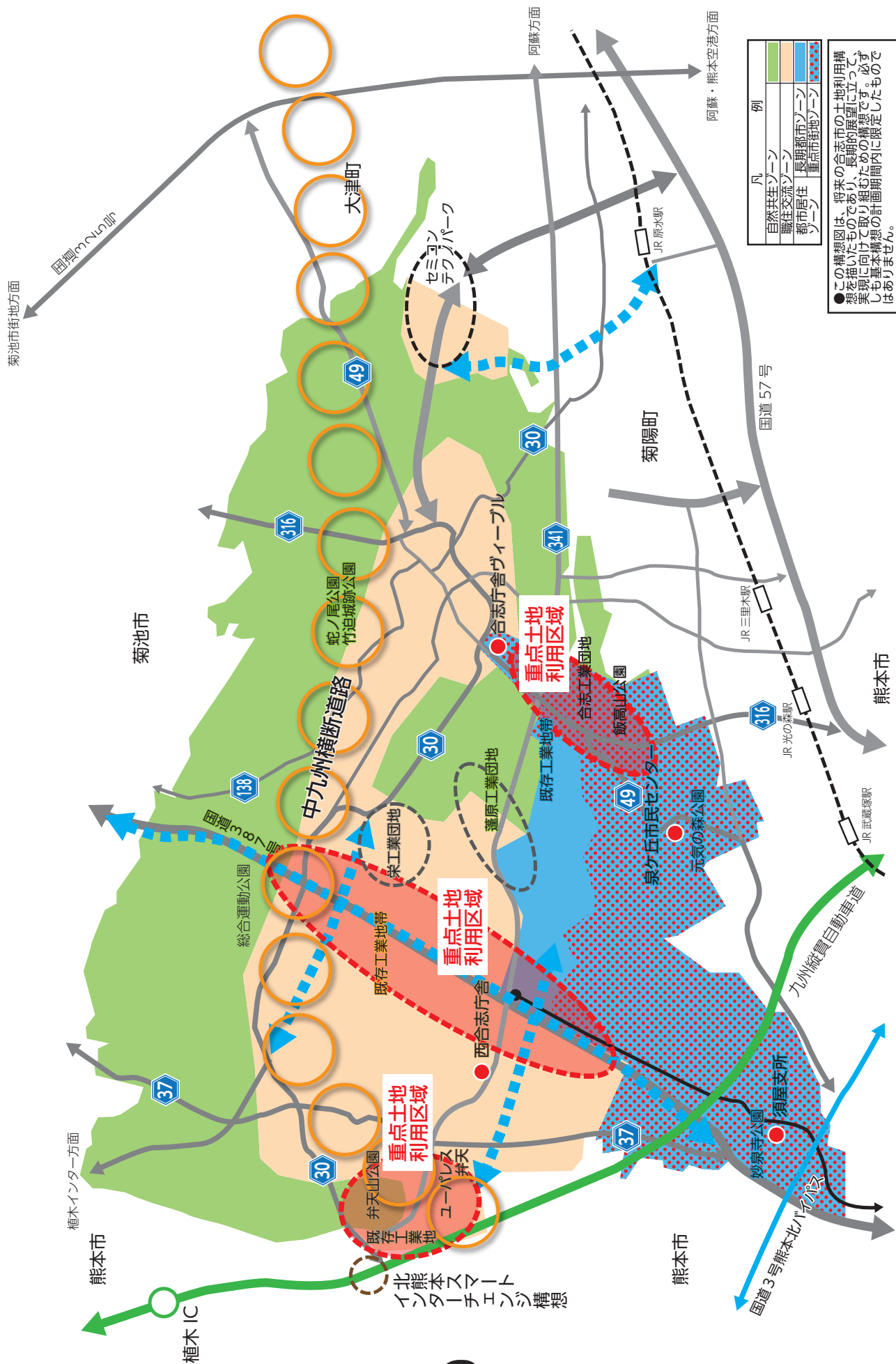
○黒石地区（国道387号沿線）…「R387アカデミックライン」

熊本高等専門学校や九州沖縄農業研究センター、熊本学園大学グラウンド、熊本再春荘病院などの機関が立地しており、それぞれが広大な敷地を有しているという特性を活かし、新たな研究機関や大学研究室の誘致と、それら施設の市民利用サービス機能などの集積を推進します。国道387号を熊本市方面から北上したとき、当該地区は合志市らしい独特の景観を呈するところであり、そこにアカデミックな雰囲気を生み出すことで、市全体のまちのイメージアップを図ります。

○野々島地区（北熊本スマートIC周辺）…「北熊本スマートICを活かした商工業の集積」

既存事業所の機能強化を促すとともに、企業誘致と雇用創出を図ります。併せて、健康増進やレクリエーションの場としての弁天山やユーパレス弁天を連携させるとともに、北熊本スマートICの整備と共にこの一帯に、阿蘇までを視野に入れた広域観光ルートの玄関口としての機能を持たせます。

2. 合志市の土地利用構想図



第9節 行財政改革

「合志市行政改革大綱※」を基本方針として、「合志市集中改革プラン※」を着実に実行していくとともに、総合計画と同じ期間における「合志市財政計画※」を策定し、市政の健全な運営に努めます。

※合志市行政改革大綱

この大綱では、「合志市新市建設計画」と整合性を図りながら、社会情勢の変化に柔軟に対応する財政基盤の確立と、行政運営から行政経営への転換という新たな視点に立ち、多様化する市民ニーズに対応していくことを念頭においています。そして、市民と行政が一体となって行財政の総点検を行い、首長の強いリーダーシップのもと、大綱の実現に向け、さらに一層の行政改革に取り組んでいくこととしています。

◎推進期間⇒平成28年度～平成32年度（5年間）

※合志市集中改革プラン

このプランは、国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、合志市行政改革大綱に掲げた内容から、今すぐに取り組むべき事項を、可能な限り目標の数値化や具体的指標を用いて市民にわかりやすく明示することを基本に策定しています。

◎計画期間⇒平成28年度～平成32年度（5年間）

※合志市財政計画

この計画は、合志市総合計画との整合性を図り、市税などの歳入の予測及び歳出の見通しを中長期的な視点から示し、計画的な財政運営を推進するため、一般会計を対象に策定するものです。予算編成や行財政運営の指針として活用していくものであり、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、必要に応じ見直しを行っていくこととしています。

◎計画期間⇒平成28年度～平成35年度（8年間）

